

令和6年度

道路空間を活用した路上カーシェアリング社会実験

公募要領

令和6年11月  
三重県 県土整備部

## 1.目的

津駅東口周辺において、路上カーシェアリング導入により駅周辺の賑わいの創出及び周辺環境の向上を図ることや、公共交通を補完する交通手段としてニーズがあるかを確認し、道路空間再編に係る検討を行うことを目的とする。

## 2.実験概要

### (1)実施期間

令和6年12月から令和7年6月末までを予定  
※実験開始時期及び期間は、変更することがあります。

### (2)実施箇所

津駅東口周辺（別紙1参照）

### (3)運営車両

コンパクトカー（合計4台）  
路上カーシェアリングステーション（ロータリー内含む）  
1区画に対し1台配置  
※本社会実験におけるコンパクトカーの定義は小型自動車(道路運送車両法に基づく)とする。

### (4)運営時間

0：00～24：00（24時間）  
注)道路（施設）管理上必要な場合に、時間変更が生じる可能性があります。

### (5)運営方法

ラウンドトリップ方式（車の借受場所と返却場所が同じ）

### (6)本実験における実験参加者の役割

2.(2)実施箇所において本実験の運営を行っていただきます。なお、運営にあたっての条件は以下のとおりです。

#### ①車両の維持管理について

実験参加者にて、本実験に必要な車両を用意し、安全で快適な車両を保つため関係法令に基づく保守点検及び清掃を行ってください。

#### ②運転免許の確認及び機器等の保守管理について

実験参加者にて、運転免許を保有している者だけが利用できるシステムや運用方法を導入してください。機器等を用いる場合には、その保守管理も行ってください。

#### ③カーシェアリングステーションの整備について

カーシェアリングステーションは、基本的に三重県が整備を行います。実験参加者にて、看板・表示板等の設置をお願いします。

#### ④ 運営管理について

(ア) 実験参加者は、利用者対応業務、利用料金等の徴収、利用者向けの利用マニュアルの提供等の運営管理を行ってください。特に、緊急時の対応や閉め忘れ防止の対応が早急に取れるよう体制を確保してください。これらの業務に関しては、利用者の安全性及び利用環境に配慮し、工夫してください。

(イ) 実験参加者は、2.(2)に示す実験箇所の管理として、巡回等を行うとともに維持管理（ゴミ拾い等）を行うこととします。

また、当該箇所で本実験を行っていることや本実験に関する問い合わせ先について、看板を設置して周知してください。

#### ⑤ その他任意で設置する機器について

実験参加者が本実験実施において必要と思われる設備については、実験参加者の責任により任意で設置できるものとします。その場合の費用負担については(9)実施区分に基づき実験参加者が負担するものとし、必要な手続きを行ってください。

#### ⑥ 安全性・車道走行の円滑性・利用状況に関する分析について

実験参加者は、本実験にて収集した利用データや走行データ等、分析に必要な情報等は、三重県に提供することとします。

本実験中は、随時分析を行っていくため、顧客情報に留意のうえ、分析に資するデータは、すみやかに提供するものとします。なお、2.(2)に示す実施箇所に関するデータ以外の本実験に関係する利用データや走行データ等も分析に必要な場合は提供するものとします。ただし、実施箇所以外のデータは提供可能データに限ります。

#### ⑦ 駐車区画の占用について

本実験で使用する道路上の駐車区画について、道路法に基づく占用手続きを行う必要はありません。

#### ⑧ アンケート等について

三重県が路上カーシェア利用者に対し、アンケートを作成するので、実験参加者のHP等にアンケートへのリンク（URL等）の記載をすることとする。

#### ⑨ その他

路上カーシェアの利用の様子などを収めた写真について、事業のPR等のために三重県が使用することがあります。

## (7) 実験スキーム

実験参加者は、「2.(2)実施箇所」において「2.(3) 運営車両」によるカーシェアリングの管理運営を行ってください。

実験参加者は、実験で得られたデータを、三重県に報告していただきます。

三重県において、実験参加者のデータ等に基づき、「道路空間を活用した路上カーシェアリング社会実験」の効果検証を実施します。

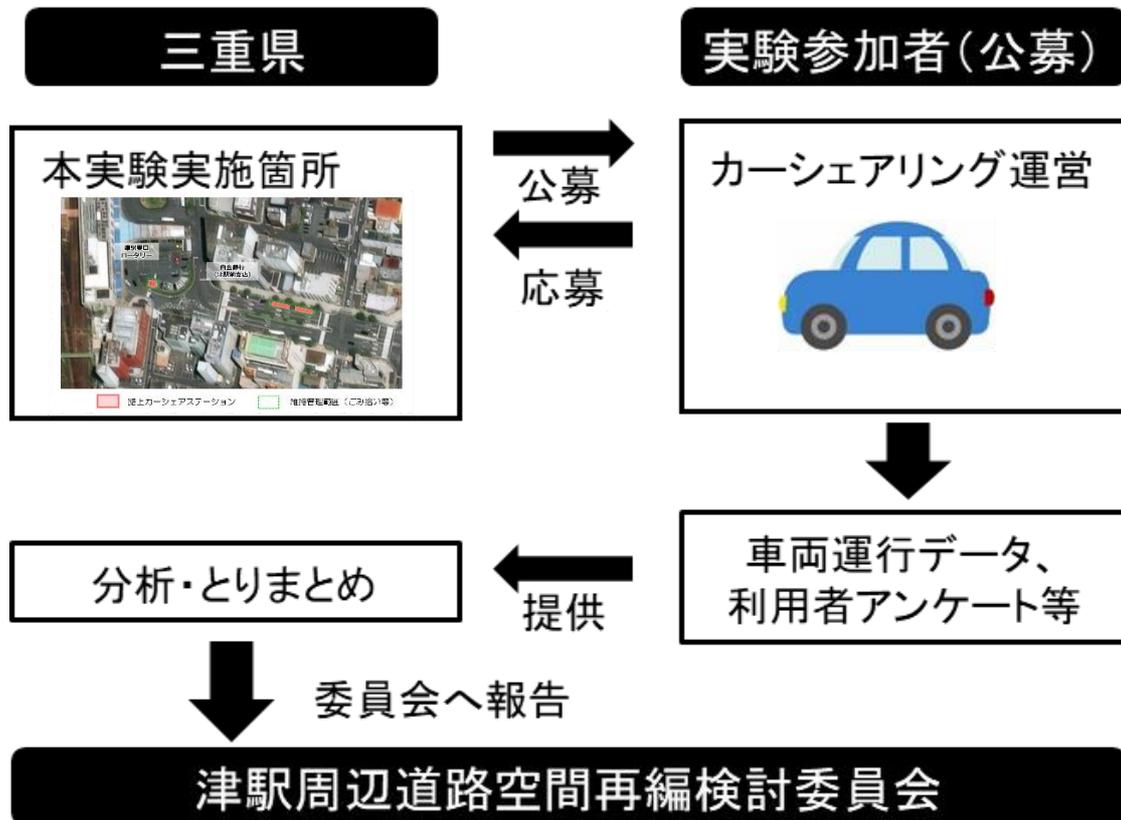


図1 実験スキーム

## (8) 主な検証項目

- ① 実験箇所における道路空間を活用した路上カーシェアリングサービスの有用性（賑わい創出や周辺環境の向上）の分析・検証
- ② 道路上へのステーション設置による利用実態の変化と効果検証

## (9) 実施区分

本実験における三重県と実験参加者の実施区分は以下の区分に基づくものとします。

**表1 道路空間を活用した路上カーシェアリング社会実験の  
施行区分及び費用負担区分、管理区分**

項目	細目	施行区分		管理区分	
		三重県	実験参加者	三重県	実験参加者
実験使用車等	・車両、管理システム開発 ・貸出・返却等運営管理に関する機器	—	○	—	○
ステーション施設	・駐車ますの区画線や侵入防止柵	○	—	○	—
	・社会実験事業(ステーション)看板	—	○	—	○
駐車区画の管理	・実験運用に要するその他機器	—	○	—	○
その他	・運転免許の確認	—	○	—	○

**表2 データ提供区分、効果分析区分**

項目	細目	三重県	実験参加者
サービスの有効性・社会的効果に関する分析	・車両運行データの取得・提供、利用者アンケート調査の実施等	—	○
	・サービス内容の有効性・実現性・社会的効果の分析・とりまとめ	○	—

### 3.実験参加者の公募要件

本実験における参加対象者は、以下に示す公募要件を満たすものとしします。

#### <公募要件>

- ① 地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者、かつ警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準ずるものとして、三重県からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ② 実験参加者は、前項に基づく運営を行うとともに、「『道路空間を活用した路上カーシェアリング社会実験』参加規約(別添1)」を遵守する旨の確認書<様式2-2>を提出できる者。
- ③ 日本国内において道路運送法第80条の許可を受けた者。
- ④ 24時間体制のコールセンターやトラブル対応の窓口を有する者。
- ⑤ 緊急対応可能な安全管理体制が確保できる者。

## 4.実験参加者の選定

### (1)選定方法

提出書類に基づいて、三重県県土整備部道路企画課が、審査及び実験参加者の選定を行います。

### (2)選定基準

実験参加者の選定にあたっては、応募申請内容を評価し、総合点の最上位の1者に決定します。

最上位の者が2者以上あるときは、くじ引き方式にて決定します。くじ引きの詳細や日程等は、必要が生じた際に連絡します。

評価については以下の選定基準評価の評価項目により評価を行います。詳細な加点・評価内容は<様式3>に示します。

**表3 選定基準の評価項目**

評価項目	評価の着目点	評価のウェイト
公募要件	・地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者。	必須
	・実験参加者は、前項に基づく運営を行うとともに、「『道路空間を活用した路上カーシェアリング社会実験』参加規約」を遵守する旨の確認書を提出できる者。	
	・国内において道路運送法第80条の許可を受けた者。	
	・24時間体制のコールセンターやトラブル対応の窓口を有する者。	
	・緊急対応可能な安全管理体制が確保できる者。	
運営管理の妥当性	・カーシェアリング事業の車両を1台以上所有し、運営している実績。	加点式 200点
	・ステーションについて日常的な保守管理点検ができるもの。	
	・会員登録時に免許証の確認等を行えるもの。	
	・行政機関(国・地方自治体など)が実施する社会実験に対し、運営・実施・協力の実績を有すること。	
利便性・安全性を高める取組方法の妥当性	・利用者利便性の向上につながる工夫として具体的な提案。	加点式 80点
	・安全性の確保に対する対策の具体的な提案。	
検証への協力の提案	・データの提供。	加点式 40点
利用促進や地域貢献に関する具体的な提案	・本社会実験の利用促進や地域貢献に対する具体的な提案。	加点式 80点

### (3) 確認書の取り交わし

実験参加者は選定通知受領後、三重県県土整備部道路企画課と確認書(別添2)を取り交わすこととします。

## 5. 応募要領

### (1) 提出書類

応募者は、以下の書類に必要事項を記載のうえ提出してください。

① 応募申請書

〈様式1〉に必要事項を記入してください。

② 応募者の概要書及び確認事項

〈様式2-1〉及び〈様式2-2〉に必要事項を記入してください。

③ 「3. 実験参加者の公募要件」に示す公募要件を満たしていることを証する書面を提出してください。詳細は下表によります。

**表4 公募要件を満たすことを証する書面**

公募要件	提出する書面
① 地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者。	以下を提出してください。 a. 定款・約款 b. 国税に関し未納がないことを証する納税証明書(本社の所在地を所轄する税務署にて交付のもの) c. 県税に関し未納がないことを証する納税証明書(当該県の税窓口にて交付のもの)※県外に本社がある企業の場合はbのみ d. 履歴事項全部証明書 e. 印鑑証明書 f. 補足資料(企業概要、財務諸表に類するもの)
② 実験参加者は、前項に基づく運営を行っていただくとともに、「『道路空間を活用した路上カーシェアリング社会実験』参加規約」を遵守する旨の確認書を提出できる者。	提出できる旨を確認する書面を〈様式2-2〉により提出してください。
③ 日本国内において道路運送法第80条の許可を受けている者。	「レンタカー事業者証明書」の写し+「自家用自動車有償貸渡しに係る届出書」に運輸支局の受領印(受付印)が押されたものの写し。
④ 24時間体制のコールセンターやトラブル対応の窓口を有する者。	左記に記載の要件を満たしていることを証する書面。(様式自由)
⑤ 緊急対応可能な安全管理体制が確保できる者。	左記に記載の要件を満たしていることを証する書面。(様式自由)

④ 本実験への参加計画

<様式3>には以下に示す内容を記載してください。

評価項目	評価の着目点
公募要件	・ 地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者。
	・ 実験参加者は、前項に基づく運営を行っていただくとともに、「『道路空間を活用した路上カーシェアリング社会実験』参加規約」を遵守する旨の確認書を提出できる者。
	・ 国内において道路運送法第 80 条の許可を受けている者。
	・ 24 時間体制のコールセンターやトラブル対応の窓口を有する者。
	・ 緊急対応可能な安全管理体制が確保できる者。
運営管理の妥当性	・ カーシェアリング事業の車両を 1 台以上所有し、運営している実績。
	・ ステーションについて日常的な保守管理点検ができるもの。
	・ 会員登録時に免許証の確認等を行えるもの。
	・ 行政機関(国・地方自治体など)が実施する社会実験に対し、運営・実施・協力の実績を有すること。
利便性・安全性を高める取組方法の妥当性	・ 利用者利便性の向上につながる工夫として具体的な提案。
	・ 安全性の確保に対する対策の具体的な提案。
検証への協力の提案	・ データの提供。
利用促進に関する具体的な提案	・ 本社会実験の利用促進に対する具体的な提案。

提出書類を補足するために必要な資料(任意・様式自由)を添付することは可能です。ただし、必要最小限としてください。

また、提出書類の審査・評価の過程で別途確認が必要になる場合がありますので、その際にはご協力をお願いします。

## (2) 公募受付

三重県県土整備部道路企画課企画調整班  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
TEL : 059-224-2739  
メールアドレス : doroki@pref.mie.lg.jp

## (3) 提出方法及び部数

提出は電子メール(10MB まで)にて行い、着信を確認すること。ただし、紙で提出する場合は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)で1部提出するものとします。

## (4) 受付期間

令和6年11月1日(金)～令和6年11月29日(金)必着  
ただし、紙で提出する場合は、土・日・祝日を除く10:00～16:00

## (5) 公募に関する質問

公募に関する質問がある場合には、書面(自由様式)にて質問を受け付けます。質問書に対する回答は、三重県県土整備部道路企画課HP ([三重県 | 三重県の道路 \(mie.lg.jp\)](http://mie.lg.jp)) に掲載することとします。

なお、選定の公平性を確保するため、公募書類を提出後、個別の質問等については、回答しかねますので、ご了承ください。

- ① 質問書の提出方法  
郵送又は電子メールによるものとします。電子メールの場合の使用ソフトはワードとします。
- ② 提出先  
5.(2)公募受付と同様とします。
- ③ 質問書の提出期限  
令和6年11月8日(金)12:00までとします。
- ④ 質問書に対する回答  
令和6年11月15日(金)までに三重県県土整備部道路企画課HP ([三重県 | 三重県の道路 \(mie.lg.jp\)](http://mie.lg.jp)) へ掲載します。

## (6) 実験参加者選定までのスケジュール(予定)

- ① 実験参加者として選定された者に対しては、その旨を書面にて通知します。また、実験参加者として選定されなかった者に対しては、その旨と理由を書面にて通知します。
- ② 公募から実験参加者の選定までのスケジュール(予定)は以下のとおりです。  
令和6年11月1日(金)公募開始  
令和6年11月29日(金)公募〆切  
令和6年12月6日(金)実験参加者の選定通知

## **(7) 提出書類に関する留意事項**

- ① 提出書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できない場合がありますので、十分にご注意ください。
- ② 提出書類は、本公募要領の様式1～3を用いて、各1部提出ください。
- ③ 審査にあたり、上記以外にも書類等の提出を求める場合があります。また、一度提出された書類の返却は原則としてできませんのでご了承ください。
- ④ 選定に係る審査は、提出書類の書面審査によって行うことを基本とします。したがって、提出書類(添付資料を含むすべての書類)は、実施内容等について、書類上の記述だけで理解できるように記載してください。
- ⑤ 選定されなかった申請者の提出書類は手続終了後に、選定された者の提出書類は実験完了後に破棄します。
- ⑥ 提出書類の作成等に関する費用については、申請者の負担とします。

路上カーシェアステーション数（ロータリー内を含む）合計4箇所（4台分）



路上カーシェアステーション



維持管理範囲（ごみ拾い等）

〈様式1〉 応募申請書

令和 年 月 日

## 応募申請書

三重県知事 一見 勝之 様

所在地

名称 (法人)

代表者

印

記

道路空間を活用した路上カーシェアリング社会実験に、関係書類を添えて応募します。

〈様式 2 - 1〉 応募者の概要

名 称 (法人名等)	
所 在 地	〒
代 表 者	
連 絡 先	担当部署名： 担当者氏名： 電話番号： E - m a i l：

〈様式 2 - 2〉 確認事項

本実験への参加にあたり、実験における相互の役割分担を示す「道路空間を活用した路上カーシェアリング社会実験」の実施に関する 確認書（案）」を、三重県と締結することに同意します。

三重県知事 一見 勝之 様

(応募者)

所在地

名称 (法人)

代表者

印

### 〈様式3〉本実験への参加計画

#### 〈公募要件（必須要件）〉

評価内容	書類の添付がある場合 ○をつける	評価点及び条件
①地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者。		左記要件を確認できる書類（※1）を添付すること
②実験参加者は、前項に基づく運営を行うとともに、『道路空間を活用した路上カーシェアリング社会実験』参加規約」を遵守する旨の確認書を提出できる者。		左記要件を確認できる書類（※2）を添付すること
③日本国内において道路運送法第80条の許可を受けている者。		
④24時間体制のコールセンターやトラブル対応の窓口を有する者。		
⑤緊急対応可能な安全管理体制が確保できる者。		

※1 確認できる書類：以下に示す書類をすべて提出するものとする。

- ①定款・約款
- ②国税に関し未納がないことを証する納税証明書（本社の所在地を所轄する税務署にて交付のもの）
- ③県税に関し未納がないことを証する納税証明書（当該県の税窓口にて交付のもの）※県外に本社がある企業の場合は②のみ
- ④履歴事項全部証明書
- ⑤印鑑証明書
- ⑥補足資料（企業概要、財務諸表に類するもの）

※2 確認できる書類：以下に示す該当する書類を提出するものとする。

- 「レンタカー事業者証明書」の写し+自家用自動車有償貸渡業（レンタカー事業、レンタカー型カーシェアリング事業）に運輸支局の受領印（受付印）が押されたものの写し。

＜運営管理の妥当性（加点評価項目）＞

実施内容	該当項目○印 又は数値の記載	評価点及び条件
カーシェアリング事業の車両を1台以上保有し、運用している実績。 <b>【運用している台数を記載】</b>	台数 ----- 台 以上	50台以上 60点 40台以上 50点 30台以上 40点 20台以上 30点 10台以上 20点 1台以上 10点 それ以外 0点
ステーションについて日常的な保守管理点検ができるものであること。 <b>【巡回頻度を記載】</b>	予定巡回頻度 ----- 回/週	週3回以上 40点 週2回以上 30点 週2回未満 20点
実験参加者の本店等の所在地。 （本店等は、本店、支社、支店、営業所とする。） <b>【該当する項目に○をつけること】</b>	津市内 ----- 三重県内 ----- 三重県外	20点 ----- 10点 ----- 0点
会員登録時に免許証の確認等を行えるものであること。（新規利用者が利用したいタイミングで利用できるよう、オンライン・窓口等で認証ができる） <b>【該当する項目に○をつけること】</b>	オンライン及び窓口 ----- などで設置 ----- 窓口で登録確認 ----- 郵送登録確認	20点 ----- 10点 ----- 5点
行政機関（国・地方自治体・公的研究機関含む）が実施する社会実験に対し、運営・実施・協力の実績を有すること。 <b>【該当する項目に○をつけること】</b>	実績あり ----- （カーシェアリングあり） ----- 実績あり ----- （カーシェアリングなし） ----- 実績なし	60点 ※証明する書類を添付（様式自由） ----- 40点 ※証明する書類を添付（様式自由） ----- 0点



< 検証への協力の提案（加点点評価項目） >

実施内容	該当項目○印	評価点及び条件
実験における三重県へのデータの提供 【実施する項目に○をつけること。 複数選択可能】 【その他の欄はカッコ内に提供できるデータについて記載すること】	① 車両の動態に関する GPS データの提供	該当する項目に最も多く○を記載している応募者を1位とし、項目数により順位付けを行う。 自由記載の項目については、評価できる内容に限る。 ・1位 40点 ・2位 30点 ・3位 20点 ・4位 10点 ・5位以下及び記載なし 0点 ※同数の場合は同一点とする。
	② OD・利用時間・利用距離等の提供	
	③ 利用者数・個人属性等の提供	
	④ その他（※その他の提案は最大5項目までとし、1行に1項目記載すること。）	
	・（ ） ・（ ） ・（ ） ・（ ） ・（ ）	

< 利用促進や地域貢献に関する具体的な提案（加点点評価項目） >

実施内容	該当項目○印	評価点及び条件
利用促進や地域貢献に関する具体的な提案。 （右記の項目に関する提案が記載されていれば順位付けの項目数として扱う。）	① 観光・情報サイト等との連携	該当する項目に最も多く○を記載している応募者を1位とし、項目数により順位付けを行う。自由記載の項目については、評価できる内容に限る。 ・1位 80点 ・2位 60点 ・3位 40点 ・4位 20点 ・5位以下及び記載なし 0点 ※同数の場合は同一点とする。  ※具体的な提案内容を添付（自由様式）
	② 関係企業とのコラボ（車のラッピング等）	
	③ モーダルコネクト推進（鉄道・バス事業者との連携・割引）	
	④ 無料券の発行等のキャンペーン実施（夜間時間帯での割引等）	
	⑤ 自社での取組との連携（既存会員へのPR）	
	⑥ 社会実験箇所周辺の道路維持管理（歩道清掃等）への協力	
	⑦ その他（※その他の提案は最大3項目までとし、1行に1項目記載すること。）	
・（ ） ・（ ） ・（ ）		

## 道路空間を活用した路上カーシェアリング社会実験 参加規約

### (目的)

第1条 本参加規約（以下「本規約」という。）は、道路空間を活用した路上カーシェアリング社会実験（以下「本実験」という。）の施行にあたり、実験参加者が参加する上で必要な事項を定めることにより、社会実験の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とします。

### (相互協力)

第2条 実験参加者は、本実験にあたり、社会実験の適正かつ円滑な遂行について協力するものとします。

### (行政上の手続き)

第3条 本規約に基づく本実験の施行に際し、機器等の設置に伴う行政上の手続きや他の公共施設の管理者等との協議、調整は、原則として、実施区分に基づくものとし、当該機器等を管理する者が実施するものとします。

2 手続きに当該機器等を管理する者以外の協力が必要な場合は、三重県と協議の上、実施するものとします。

3 実験参加者は、別表1及び別表2の各項目実施に要する費用を負担するものとします。なお、この別表1及び別表2において定められていない事項は三重県との協議の上、実施するものとします。

### (本実験の施行区分及び費用負担区分)

第4条 実験参加者は、本実験に必要な車両及びカーシェアを運営できるシステムを用意するものとします。

2 実験参加者は、駐車区画の管理及びサービスの有効性等に関する分析のためのデータを提供するとともに、実験参加者として、分析・評価に協力するものとします。

3 実験参加者は、別表1及び別表2の各項目実施に要する費用を負担するものとします。なお、この別表1及び別表2において定められていない事項は三重県との協議の上、実施するものとします。

### (本実験で収集した情報の利用目的)

第5条 実験参加者は、本実験で収集した情報は、その効果検証等のため、三重県に提供しなければなりません。

2 実験参加者は、前項以外の目的で本実験において収集した情報を利用する場合は、事前に三重県に報告し協議する必要があります。

### (本実験で収集した情報の取り扱い等)

第6条 実験参加者は、本実験で収集した情報を安全に管理し、情報漏えい等の防止に努めなければなりません。

2 三重県は、本実験で収集した情報の確認後に、実験参加者の責により情報の漏えい等が生じた場合の一切の責任を負いません。

(成果等の公表)

第7条 実験参加者は、本実験で収集した情報を、個別の車両及び個別の利用者を特定できないよう統計的に処理し、本実験の成果として公表することができることとします。

(特許等出願)

第8条 実験参加者が、社会実験の成果に基づく発明を行い、当該発明に係る特許等の出願を行おうとするときは、三重県と協議するものとします。

(損害賠償等)

第9条 本実験の施行に起因して実験参加者に生じた損失は、三重県の責に帰する場合を除き実験参加者が負担するものとします。実験参加者の責により、第三者に損害が及んだときは、実験参加者の負担において損害賠償等必要な措置を講じるものとします。

2 本実験の施行に起因して、第三者から苦情があったときは、緊急対応を除き、三重県と実験参加者間で協議の上、必要な措置を講じるものとし、費用は実験参加者が負担するものとします。

3 第三者に起因する事故において、実験機器・施設が破損した場合の第三者への費用請求は、別途締結する「道路空間を活用した路上カーシェアリング社会実験確認書」に定めるものとする。

4 実験参加者は、駐車区画内で発生した事故においては、三重県に速やかに報告するとともに、事故の対応に努めるものとします。

(財産の帰属)

第10条 本規約に基づき設置完了後の実験機器・施設等の財産区分については、それぞれの費用負担者に帰属するものとします。

(実験機器・設備等の撤去)

第11条 本実験で実験参加者が設置した実験機器・設備等については、本実験期間終了後、速やかに実験参加者が撤去するものとします。ただし、三重県および敷地管理者との協議の上、双方の合意が得られた場合は、この限りではありません。

(本実験の期間)

第12条 本実験の期間は、令和7年6月末まで(予定)とします。

(本実験参加の中止)

第13条 実験参加者が自らの都合で、本実験の参加を中止する場合は、三重県及び実験参加者間で協議の上、本実験を中止できるものとします。なお、一度中止された場合、同一の実験参加者による再開をすることはできません。

(規約の変更)

第14条 本規約の内容を変更する必要がある場合は、三重県との協議の上、本規約を変更できるものとします。

(その他)

第15条 本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、三重県との協議の上、定めるものとします。

別表1 施行区分及び費用負担区分、管理区分

項目	細目	施行区分		管理区分	
		三重県	実験参加者	三重県	実験参加者
実験使用車等	・車両、管理システム開発 ・貸出・返却等運営管理に関する機器	—	○	—	○
ステーション施設	・駐車ますの区画線や侵入防止策	○	—	○	—
	・社会実験事業（ステーション）看板	—	○	—	○
駐車区画の管理	・実験運用に要するその他機器	—	○	—	○
その他	・運転免許の確認	—	○	—	○

別表2 データ提供区分、効果分析区分

項目	細目	三重県	実験参加者
サービスの有効性・社会的効果に関する分析	・車両運行データの取得・提供、利用者アンケート調査の実施等	—	○
	・サービス内容の有効性・実現性 ・社会的効果の分析・とりまとめ	○	—

「道路空間を活用した路上カーシェアリング社会実験」の実施  
に関する確認書（案）

三重県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「道路空間を活用した路上カーシェアリング社会実験（以下「本実験」という。）の実施にあたり、相互の役割等について、次のとおり定める。

（目的）

第1条 この確認書は、甲、乙が本実験を実施する上で必要な事項を定めることにより、本実験の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（期間）

第2条 この確認書の期間は、確認書締結日から本実験終了までとする。

（相互協力）

第3条 甲、乙は、本実験の実施にあたり相互に協力するものとする。

（甲乙の役割）

第4条 本実験に係る甲乙の施行区分及び費用負担区分は別表1及び別表2のとおりとする。

（事件・事故等の責任）

第5条 本実験の実施に伴い生じた損害については、損害を確認した者が二次被害を防止する為の応急措置を行なうものとし、損害の原因が甲乙いずれかの責に帰する場合は原因者が復旧を行うものとする。

2 第三者に起因する事故において、実験機器・施設等が破損し原因者が判明している場合の原因者への費用の請求は、機器・施設等の管理者がそれぞれ行うものとし、原因者が不明の場合は、甲乙協議して定めるものとする。

3 カーシェアリングの運営に関する苦情の処理は、乙が行うものとする。

4 本実験の実施に伴う前項以外の第三者からの苦情の処理は、甲が行うものとする。

(確認書の変更)

第6条 この確認書を変更する必要があるときは、その都度、甲乙協議の上、変更するものとする。

(その他)

第7条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この確認書の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年〇〇月〇〇日

甲 三重県知事 一見 勝之 印

乙 〇〇〇 〇〇〇 印

別表1 施行区分及び費用負担区分、管理区分

項目	細目	施行区分		管理区分	
		三重県	実験参加者	三重県	実験参加者
実験使用車等	・車両、管理システム開発 ・貸出・返却等運営管理に関する機器	—	○	—	○
ステーション施設	・駐車ますの区画線や侵入防止策	○	—	○	—
	・社会実験事業(ステーション)看板	—	○	—	○
駐車区画の管理	・実験運用に要するその他機器	—	○	—	○
その他	・運転免許の確認	—	○	—	○

別表2 データ提供区分、効果分析区分

項目	細目	三重県	実験参加者
サービスの有効性・社会的効果に関する分析	・車両運行データの取得・提供、利用者アンケート調査の実施等	—	○
	・サービス内容の有効性・実現性 ・社会的効果の分析・とりまとめ	○	—